

大阪府公衆浴場法施行細則及び大阪府旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月二日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府規則第三号

大阪府公衆浴場法施行細則及び大阪府旅館業法施行細則の一部を改正する規則

第一条 大阪府公衆浴場法施行細則（昭和二十四大阪府規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の申請) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 条例第三条第一項第四号に規定する水道水以外の水を同号に規定する原湯、原水、上がり用湯又は上がり用水（以下「原湯等」という。）として使用する場合は、次条第一項に規定する基準に係る当該水道水以外の水の水質検査の結果を記載した書面</p> <p>(水道水以外の水及び打たせ湯の水質基準) 第三条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 有機物は、全有機炭素の量で一リットルにつき三ミリグラム以下であること。ただし、塩素化イオンシアヌル酸又は当該塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定の結果によることが適切でない場合にあつては、過マンガン酸カリウム消費量が一リットルにつき十ミリグラム以下であること。</p> <p>五・六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(浴槽水の水質基準) 第六条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 有機物は、全有機炭素の量で一リットルにつき八ミリグラム以下であること。ただし、塩素化イオンシアヌル酸又は当該塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定の結果によることが適切でない場合にあつては、過マンガン酸カリウム消費量が一リットルにつき二十五ミリグラム以下であること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(許可の申請) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 条例第三条第一項第四号に規定する水道水以外の水を同号に規定する原湯、原水、上がり用湯又は上り用水（以下「原湯等」という。）として使用する場合は、次条第一項に規定する基準に係る当該水道水以外の水の水質検査の結果を記載した書面</p> <p>(水道水以外の水及び打たせ湯の水質基準) 第三条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 過マンガン酸カリウム消費量は、一リットルにつき十ミリグラム以下であること。</p> <p>五・六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(浴槽水の水質基準) 第六条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 過マンガン酸カリウム消費量は、一リットルにつき二十五ミリグラム以下であること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p>

第二条 大阪府旅館業法施行細則（昭和三十三年大阪府規則第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅館業許可申請書等) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 共同浴場を設け、当該共同浴場において条例第七条第一号ホに規定する水道水（以下「水道水」という。）以外の水を条例第五条第三号ハに規定する原湯、原水、上がり用湯又は上がり用水（以下「原湯等」という。）として使用する場合にあつては、第一項の申請書には、省令第一条第二項に規定するもののほか、第九条第一項に規定する基準に係る当該水道水以外の水の水質検査の結果を記載した書面を添付しなければならない。</p> <p>(浴槽水の水質基準) 第八条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 有機物は、全有機炭素の量で一リットルにつき八ミリグラム以下であること。ただし、塩素化インシアヌル酸又は当該塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定の結果によることが適切でない場合にあつては、過マンガン酸カリウム消費量が一リットルにつき二十五ミリグラム以下であること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(打たせ湯及び水道水以外の水の水質基準) 第九条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 有機物は、全有機炭素の量で一リットルにつき三ミリグラム以下であること。ただし、塩素化インシアヌル酸又は当該塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定の結果によることが適切でない場合にあつては、過マンガン酸カリウム消費量が一リットルにつき十ミリグラム以下であること。</p> <p>五・六 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(旅館業許可申請書等) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 共同浴場を設け、当該共同浴場において条例第七条第一号ホに規定する水道水（以下「水道水」という。）以外の水を条例第五条第三号ハに規定する原湯、原水、上り用湯又は上り用水（以下「原湯等」という。）として使用する場合にあつては、第一項の申請書には、省令第一条第二項に規定するもののほか、第九条第一項に規定する基準に係る当該水道水以外の水の水質検査の結果を記載した書面を添付しなければならない。</p> <p>(浴槽水の水質基準) 第八条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 過マンガン酸カリウム消費量は、一リットルにつき二十五ミリグラム以下であること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(打たせ湯及び水道水以外の水の水質基準) 第九条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 過マンガン酸カリウム消費量は、一リットルにつき十ミリグラム以下であること。</p> <p>五・六 (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。